

個人情報取扱業務登録事業者の皆さまへ

個人情報取扱業務登録制度の廃止及び 個人情報取扱業務登録済証等の回収等に関するお知らせ

神奈川県政策局情報企画部情報公開課

登録事業者の皆さまには、個人情報取扱業務登録制度の運用につきまして、日ごろよりご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本制度は、平成2年の創設以来、個人情報の適切な取扱いを促すことを目的に運用してまいりましたが、制度を取り巻く状況に大きな変化が生じていることなどから、廃止することとなりました（平成26年3月に神奈川県個人情報保護条例が改正・公布され、本年10月1日から廃止となります）。

つきましては、登録の際に交付しました、個人情報取扱業務登録済証等の回収等にご協力くださいますようお願い申し上げます。

登録制度の廃止に至る経緯、個人情報取扱業務登録済証等の回収方法の詳細につきましては、別添資料をご覧ください。

最後に、これまで登録制度の運用にご協力いただきました皆さまに改めてお礼を申し上げますとともに、登録制度の廃止につきましては何卒ご理解のうえ、ご協力くださるようお願いいたします。

今後は、ホームページによる情報提供や研修・講演会の開催などの充実を図り、引き続き、個人情報を取り扱う事業者の皆さまの支援に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

情報公開課個人情報保護グループ

電話 (045)210-3720 (直通)

個人情報取扱業務登録済証等の回収方法について

県では、ご登録いただいている業務ごとに「個人情報取扱業務登録済証」を交付しています。更に、複数の登録事業所ごとに証明を希望される場合は別途「登録済証明書」を交付しています。これら以外にも、PD マークのステッカーや画像データなど、様々な形で登録事業者であることを表示していただいておりますが、上記の個人情報取扱業務登録済証や登録済証明書等は、制度廃止後、ご利用いただけなくなります。

そのため、現在、店頭掲示や名刺やパンフレット、ホームページへの掲載等をされている場合は、平成 26 年 9 月末までにご利用を取り止めていただき、個人情報取扱業務登録済証及び登録済証明書を県に返却若しくは廃棄していただくこととなります。

つきましては、個人情報取扱業務登録済証及び登録済証明書の回収を開始いたしますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。回収等の方法は、以下の < 1 > 返却若しくは < 2 > 廃棄のいずれかとなります。

< 1 > 返却される場合

郵送による返却

個人情報取扱業務登録済証及び登録済証明書（別途交付を受けている場合のみ）を、以下の窓口までお送りください。返却にあたっては、同封の返却用封筒・送付状をご利用のうえ、お手数ですが切手をご貼付くださいますようお願い申し上げます。

< 郵送先 > 同封の返却用封筒に印刷済みです
政策局情報企画部情報公開課個人情報保護グループ

窓口への直接返却

個人情報取扱業務登録済証及び登録済証明書（別途交付を受けている場合のみ）を、以下の窓口まで直接お持ちください。返却にあたっては、同封の返却用封筒・送付状をご利用くださいますようお願い申し上げます。

< 直接返却の窓口 >

政策局情報企画部情報公開課個人情報保護グループ	： 県庁第二分庁舎（横浜市中区日本大通 1）
横須賀三浦地域県政総合センター総務部県民・安全防災課	： 横須賀合同庁舎（横須賀市日の出町 2-9-19）
県央地域県政総合センター総務部県民・安全防災課	： 厚木合同庁舎（厚木市水引 2-3-1）
湘南地域県政総合センター総務部県民・安全防災課	： 平塚合同庁舎（平塚市西八幡 1-3-1）
県西地域県政総合センター総務部県民課	： 小田原合同庁舎（小田原市荻窪 350-1）
県西地域県政総合センター総務部足柄上県民・安全防災課	： 足柄上合同庁舎（足柄上郡開成町吉田島 2489-2）

< 2 > 廃棄される場合

個人情報取扱業務登録済証及び登録済証明書(別途交付を受けている場合のみ)を裁断のうえ、携帯電話等で撮影していただいた画像データに、登録事業者名・登録番号・電話番号を添えて、情報公開課個人情報保護グループ(kjhogo.14@pref.kanagawa.jp)までお送りください。

なお、裁断した個人情報取扱業務登録済証及び登録済証明書は確実に廃棄してください。

< お送りいただく画像データの例 >

使用できない状態に裁断していただき、事業者名がわかるようにはっきりと撮影したデータをお送りください。

